

(電子メール施行)  
建 指 第 1 8 6 5 号  
令 和 3 年 3 月 2 3 日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

使用料及び手数料徴収条例及び阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の公布について (通知)

建築基準法、都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料に関して、「使用料及び手数料徴収条例及び阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」(令和3年兵庫県条例第7号)を令和3年3月23日に公布しましたので、下記の関係資料を添え通知します。

記

- 1 令和3年3月23日付け兵庫県公報号外の写し
- 2 新旧対照表

問合せ先：兵庫県県土整備部住宅建築局  
建築指導課建築指導班  
担当：岩倉・塩谷  
Tel：(078)341-7711 (内線)4717・4718  
Fax：(078)362-4455